

大阪中之島美術館運営事業
募集要項

令和元年6月

地方独立行政法人大阪市博物館機構

目次

第1. 本募集要項の位置付け	1
第2. 事業概要	2
第3. 応募者の備えるべき参加資格要件.....	12
第4. PFI事業者の募集及び選定に関する事項.....	15
第5. 優先交渉権者選定後の手続き等.....	20
第6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	23
第7. その他の事項	24
別紙1. 地方独立行政法人大阪市博物館機構の概要.....	25
別紙2. 利用料金の体系（案）	27
別紙3. 出向を予定している職員の体系（案）	28

第 1. 本募集要項の位置付け

本募集要項は、地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「機構」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）に基づき、特定事業として選定した「大阪中之島美術館運営事業」（以下「本事業」という。）を公共施設等運営事業として実施する民間事業者を募集及び選定する公募型プロポーザルを実施するにあたり、公表するものである。

本事業の基本的な考え方については、機構が令和元年 6 月 14 日に公表した大阪中之島美術館運営事業実施方針（以下「実施方針」という。）及び要求水準書（以下「実施方針等」という。）と同様である。

別添の要求水準書、優先交渉権者選定基準、提案記載要領・様式集、基本協定書（案）及び公共施設等運営権実施契約書（案）は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等と実施方針等に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。

第2. 事業概要

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

大阪中之島美術館運営事業

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

美術館、店舗、駐車場

(3) 公共施設等の管理者等の名称

地方独立行政法人大阪市博物館機構

(4) 事業の目的

機構では、大阪市北区中之島に新たに設置する大阪中之島美術館（以下「新美術館」という。また、新美術館の施設を「対象施設」という。）について、令和3年度中の開館をめざして整備に取り組んでいる。

新美術館については、大阪市（以下「市」という。）が平成26年9月に策定した「新美術館整備方針」において、民間の知恵を最大限活用しながら、顧客目線を重視し利用者サービスに優れたミュージアムというコンセプトを掲げるとともに、平成28年11月に策定した「大阪都市魅力創造戦略2020」において、大阪全体の都市魅力の発展・進化・発信のための重点取組に位置付けるなど、これまでになかった新たな魅力を持った施設をめざしている。

新美術館の運営は、作品の収集、保存、研究、展示、教育普及、関連行事開催、大学・企業・地域等との連携、貸室、カフェ・レストラン等の運営など多岐にわたる。本事業は、これら新美術館の特徴を踏まえ、PFI方式により、民間事業者が各業務を取りまとめ、効率的な美術館の維持管理・運営を行うものである。

(5) 担当部署

担当：地方独立行政法人大阪市博物館機構大阪中之島美術館準備室

住所：〒553-0005 大阪市福島区野田1-1-86

中央卸売市場本場業務管理棟8階

連絡先：06-6469-5194

メールアドレス：pfi@nak-osaka.jp

なお、募集要項等に関し、機構の行う事務を支援するために、以下に示すアドバイザーを設置している。

ア PwC アドバイザリー合同会社

イ アンダーソン・毛利・友常法律事務所

(6) 事業実施場所

大阪市北区中之島4丁目32番14（地名地番）
大阪中之島美術館

(7) 施設の概要（実施設計段階による）

対象施設用地	地名地番：大阪市北区中之島4丁目32番14 敷地面積：12,870.54 m ²
対象施設	【美術館、店舗（サービス施設）、駐車場】 延床面積：20,012.43 m ² 構造：鉄骨造 基礎免震構造 地上5階建て（地階なし） 開館予定：令和3年度 【その他】 植栽を含む外構、駐輪場、対象施設用地内通路及び連絡通路、サイン等の各種構造物

(8) 事業方式

新美術館は、大阪の都市魅力を世界に発信する施設として、また、中之島のまちづくりに貢献する施設として、高い話題性と集客力を備えることが重要であることから、民間事業者が経営に直接携わることで創意工夫を最大限発揮できる手法である、PFI法における公共施設等運営事業（コンセッション方式）を導入する。

民間活力の活用による効果としては、次の3点を想定している。

- ・効果的な情報発信や話題性のあるイベントの開催などによる集客力の強化
- ・魅力的なサービス施設の誘致などによる付加価値の向上
- ・官民連携によるエリアプロモーションの展開

※サービス施設とは、カフェ、レストラン、ショップなど来館者に対する便益施設を指す。

(9) 運営権者たる PFI 事業者

運営権者たる PFI 事業者は、(12) に掲げる業務を実施する予定の単体企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業によって構成されるグループ（以下「コンソーシアム」という。）により設立された特別目的会社（以下「SPC」という。）とする。なお、SPC の設立については「第5.3.」を参照のこと。

(10) 本事業の事業期間

本事業の事業期間は、対象施設引渡しまでの開館準備業務期間と公共施設等運営権

(以下「運営権」という。)に基づき運営権者たるPFI事業者が施設運営事業を実施する期間(以下「運営事業期間」という。)に分かれる。

運営事業期間は、対象施設の引渡しを受け、公共施設等運営権実施契約(以下「実施契約」という。)に定める開始条件が充足され、運営権が設定された日(以下「運営事業期間開始日」という。)から、運営権の設定を受けた日(以下「運営権設定日」という。)の15年経過後の年度末(以下「運営事業期間終了日」という。)までをいう(原則として、対象施設の引渡し日及び運営事業期間開始日は同日となることを想定している。)

ア 対象施設引渡しまでの開館準備業務期間

- ・実施契約締結日～運営権設定日(令和3年度前半)まで
運営権事業とは別の業務委託

イ 運営事業期間

- ・運営権設定日～運営事業期間終了日まで
運営権事業

なお、上記期間区分とは別に、事業期間を通じて寄附金等調達支援業務をPFI事業者に対して求めるほか、PFI事業者の提案に基づく附帯事業(自主事業及び任意事業)を予定しているが、これら事業における業務の範囲については(12)を参照するものとする。

運営権者たるPFI事業者が、機構に対して、運営事業期間終了日の3年前の応当日(同じ日付の日を指す。)までに期間延長を希望する旨の届出を行った場合、機構の承認を経て、下記に定める最長存続期間の規定の範囲内で15年以内の運営権者たるPFI事業者が希望する期間だけ、運営事業期間を延長することができる(以下かかる期間延長を「オプション延長」という。)。なお、オプション延長の実施は1回に限る。また、対象施設の開館時期については、令和3年度第4四半期を予定している。

運営権の最長存続期間は、運営権設定日から30年経過後の年度末までとし、運営事業期間の延長があった場合を含め、運営権設定日の30年経過後の年度末を超えることはできない(その旨をPFI法に定める公共施設等運営権登録簿にも記載する。)

運営権の存続期間は運営事業期間終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

(11) 運営権存続期間終了時の取扱い

運営権の存続期間が終了する際の主な取扱いは次のとおりである。

ア 運営権

運営権の存続期間の終了日に、運営権者たるPFI事業者に設定されている運営権は消滅する。

イ 運営権設定対象施設

運営権者たる PFI 事業者は、運営権の存続期間終了時に、機構に運営権設定対象施設を引き渡さなければならない。

ウ 運営権者たる PFI 事業者の保有資産等（備品等を含む）

機構は、本事業の実施のために運営権者たる PFI 事業者の所有する資産のうち必要と認めたものを時価にて買い取ることができる。

本事業の実施のために運営権者たる PFI 事業者が保有する資産等のうち機構が買い取らないものについては、すべて運営権者たる PFI 事業者の責任により処分し、その費用を負担すること。

エ 業務の引継ぎ

運営権者たる PFI 事業者は、運営権の存続期間終了前において、自らの責任と費用負担により、本事業に係る業務が円滑に機構又は機構が指定する者に引き継がれるよう十分な引継準備期間を確保のうえ、適切な業務引継を行わなければならない。

運営権の存続期間中に申し込みのあった、運営権の存続期間終了後の施設の利用に係る予約については、運営権者たる PFI 事業者が受け付けるとともに、機構等に引き継ぐものとする。

(12) 事業の範囲

事業の範囲は以下のとおりとする。業務内容等の詳細については、要求水準書に示す。なお、対象施設の効率的かつ生産性の高い運営の実現に向けて、各業務の具体的な内容について、民間事業者からの提案を求めることとする。

ア 必須事業

対象施設の運営を行う上で必要な事業を必須事業とし、以下の業務を予定している。

(ア) 開館準備業務

対象施設の引渡しを受けて運営権を設定するまで実施する業務。

(イ) 施設管理運営業務

対象施設に対する運営権の設定以降、運営権事業として実施する業務。なお、対象施設への収蔵品（所蔵品及び寄託品）等の移転作業については、機構自らが実施する予定である。

(ロ) 寄附金等調達支援業務

運営権事業とは別に、機構の寄附金等調達（新美術館に関する部分）について支援する業務。なお、機構は、地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定するうち、教育の振興及び文化の向上など公益の増進に著しく寄与する法人として、特定公益増進法人とされている。

なお、PFI 事業者は、事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、機構に事前に通知した上で、第三者に委託し又は請け負わせることができる。

本事業に係る業務を行う上で PFI 事業者が遵守すべき制限・手続を含め、詳細な実施条件については、実施契約書（案）、要求水準書等において定める。

イ 附帯事業

PFI 事業者は、上記以外にも本事業として、以下のような事業を実施することができるものとする。

(ア) 自主事業

運営権者たる PFI 事業者が運営権事業として自らの裁量で実施する、対象施設の運営に資する事業。対象施設用地内において、事業に係る全ての費用を運営権者たる PFI 事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、美術を通じて文化振興を図ることを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案、実施することができる。

(イ) 任意事業

PFI 事業者が自らの裁量で実施する、対象施設の利用促進・魅力向上に資する事業。対象施設用地以外において、事業に係る全ての費用を PFI 事業者自らの負担で行う独立採算による事業とし、必須事業の適正な実施を妨げない範囲において、機構の許可を得て、実施することができる。

(13) 利用料金収入

運営権者たる PFI 事業者は、対象施設の利用に関する利用料金については、実施方針等の規定に従い、必要な認可、届出等を行い、その他本事業に係る料金については、法令等上、料金を收受し、その収入とすることが禁止されていないことを確認した上で、自らが自由に利用料金を設定、收受し、その収入とすることができる。

現時点で想定される利用料金の体系は、別紙 2. のとおりである。

(14) 運営権設定日までに運営権者たる PFI 事業者が受領する権利・資産等

ア 運営権

運営権の範囲は、展覧会の開催など美術館運営の全般を基本とし、所蔵品及び一部の寄託品(寄託者と予め貸出の合意のあるものに限る)並びに各種資料等(機構が所有し、運営権者たる PFI 事業者に管理を委託する資料、図書、画像など)の他館等への貸し出しにかかる管理権限、機構が今後対象施設に関して保有することとなる知的財産権の使用に関する権限を含む(なお、対象施設の命名権は機構が有する。)

イ 対象施設用地等の使用权

運営権者たる PFI 事業者は、本事業を実施する場合に限り対象施設及び対象施設用地の使用权を有する。

(15) 更新投資等の取扱い

運営権者たるPFI事業者は、対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断で維持管理（更新投資）を行うことができる。ただし、運営権者たるPFI事業者が資産の耐用年数に影響を及ぼす投資を行おうとするときは、機構の事前の承認を得なければならない。また、運営権者たるPFI事業者は、対象施設について、建設（新規投資）及び改修（施設の全面除却を伴う再整備）を行うことはできない。

機構は、公益上の理由を検討した上で必要であると判断したときは、対象施設について、維持管理（更新投資）を行うことがある。

機構又は運営権者たるPFI事業者が維持管理（更新投資）を行った対象施設は、機構の所有に属し、運営権者たるPFI事業者が運営等を行うものとする。ただし、サービス施設の内装等については、運営権者たるPFI事業者自らが所有したまま運営等を行うものとする。

(16) 本事業に関連する機構から運営権者たる PFI 事業者への職員の出向

機構は、本事業に関連する機構の職員を、運営権設定日に運営権者たるPFI事業者に出向させる。現時点で、出向を想定している職員の体系は別紙3のとおりである。

なお、出向職員に係る人件費については、機構の水準を基本とし、機構が支給する。その他の勤務条件等の詳細は、運営事業期間開始日前に機構の職員の任命権者と運営権者たるPFI事業者との間で締結する取決めにおいて規定する。

また、運営権者たるPFI事業者が自らの判断及び費用負担においてその他の職員等必要な人材を採用することを妨げない。

機構は運営事業期間開始後に出向職員に欠員が生じた場合は新たに採用した上で出向させる。これとは別に学芸業務を行う職員を追加で出向させることがある。

(17) 備品の調達・管理

PFI事業者は、新美術館の運営に必要となる備品について、以下の通り調達し管理するものとする。

ア 機構による現物支給（貸与）

機構が現に所有する備品及び開館までに機構が新たに調達する備品の貸与を受け、これを管理すること（なお、機構が新たに調達する備品のうち機構が定める一部のものについては、調達を行う前に数量又は仕様にかかる要望を提出することが可能である。）。

イ 運営権者たる PFI 事業者による独自の備品調達

アに示す備品のほか、運営権者たる PFI 事業者が新美術館の運営に際して必要と判断する備品を運営権者たる PFI 事業者の負担において調達し管理すること。

ウ 更新時の取扱い

ア及びイに掲げる備品が更新時期を迎えた場合、運営権者たる PFI 事業者は、自らの負担において、速やかに当該備品を更新すること。

エ 備品の所有

機構の負担によるものは機構の所有とし、運営権者たる PFI 事業者の負担によるものは運営権者たる PFI 事業者の所有とする。

(18) 機構が PFI 事業者を支払う本事業実施にかかるサービスの対価

機構は、PFI 事業者に対し、実施契約に定められた金額及び方法によりサービスの対価を支払う。現時点で想定している対価の算定及び支払方法の考え方は実施契約書(案)別紙4に示すとおりである。

(19) 本事業に係る特有の前提条件

ア 対象施設の詳細

対象施設の詳細を把握できるようにするため、建設工事着手時点における設計図について、所定の手続きを得た上で閲覧可能とする。

イ 内装工事に関して調整を要する事項

アの工事において内装工事を行うことを予定していないサービス施設部分に関して、運営権者たる PFI 事業者は、事前に調整が必要となる事項があれば、機構を通じて要望を提出することが可能である。

(20) 運営権者たる PFI 事業者の権利義務等に関する制限及び手続き

ア 運営権者たる PFI 事業者の保有する運営権の譲渡

運営権者たる PFI 事業者は、事前に機構の許可を受けなければ、運営権を譲渡、担保提供その他の方法による処分ができないものとする。

機構は、運営権者たる PFI 事業者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、新たに運営権者となる者に対し、欠格事由や実施方針への適合性等、運営権者選定の際に確認した条件に照らして審査を行い、当該譲渡がやむを得ない場合であり、かつ、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めるときに限り、PFI 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。

イ 運営権者たる PFI 事業者の株式の新規発行及び処分

運営権者は、議決権を有する株式(一定の条件で議決権を有することとなる株式、及び、取得請求権付株式又は取得条項付株式で議決権を有する株式が取得の対価として発行される可能性のある株式を含む。以下「議決権付株式」という。)並びに議決権付株式に該当しない株式(以下「完全無議決権株式」という。)を発行することができる。なお、議決権付株式にかかる新株予約権は議決権付株式とみなし、完全無議決権株式のみにかかる新株予約権は完全無議決権株式とみなす。

(ア) 完全無議決権株式

運営権者たる PFI 事業者は、会社法の規定に従って、完全無議決権株式を発行し、割り当てることができる。

完全無議決権株式を保有する者は、完全無議決権株式を譲渡し、又は質権その他の担保権を設定する(以下「処分」という。)ことができる。

なお、完全無議決権株式の譲受人は、以下の資格要件を全て満たすものとし、完全無議決権株式の譲渡が行われた場合、運営権者たる PFI 事業者は、株式の譲渡を行った者に対し、以下の資格要件を満たしたうえで株式の譲渡を行っていることを誓約させるとともに、株式の譲渡先等、機構が必要とする情報を報告するものとする。

- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- ③ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- ④ 市町村民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ PFI 法第 9 条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- ⑥ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑦ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連がある者でないこと。
 - ・ PwC アドバイザリー合同会社
 - ・ アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- ⑧ 新美術館の整備業務を請け負った以下の者でないこと。
 - ・ 株式会社銭高組
 - ・ 大鉄工業株式会社
 - ・ 株式会社藤木工務店
 - ・ 株式会社テクノ菱和
 - ・ 株式会社西原衛生工業所
 - ・ 浅海電気株式会社
 - ・ 三宝電機株式会社
 - ・ 三菱電機ビルテクノサービス株式会社
 - ・ 日本エレベーター製造株式会社
 - ・ 大阪ガス株式会社
- ⑨ 機構の理事長が属している以下の者でないこと。
 - ・ 西日本旅客鉄道株式会社
- ⑩ 機構の顧問弁護士が属している以下の者でないこと。
 - ・ TMI 総合法律事務所
- ⑪ ⑦及び⑩に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(イ) 議決権付株式

運営権者たる PFI 事業者は、議決権付株式を新たに発行する場合、基本協定書により予め認められたものを除き、機構の事前の承認を受けるものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主、又は、機構との間で締結された契約等によりあらかじめ処分先として認められた者（例：運営権者たる PFI 事業者に対して融資等を行う金融機関等）以外の第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分を行おうとするときは、機構の事前の承認を受ける必要がある。

機構は、議決権付株式の譲受人が、公募時の参加資格に準じた一定の資格要件を充足しており、かつ当該議決権付株式の処分が運営権者たる PFI 事業者の事業実施の継続を阻害しないと判断する場合には、株式処分を承認する。

(21) 本事業に関連する主な根拠法令等

PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、下記に例示する関係法令等を遵守すること。

- ・ 地方独立行政法人法
- ・ 博物館法及び博物館実習ガイドライン
- ・ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ・ 文化財保護法
- ・ 公開承認施設制度（文化財保護法、文化財公開施設の計画に関する指針、公開承認施設に関する規程、公開促進事業に関する要項、国宝・重要文化財公開に関する取扱要項等）
- ・ 社会教育法
- ・ 著作権法
- ・ 博物館法施行規則
- ・ 博物館の設置及び運営上の望ましい基準
（平成 23 年 12 月 20 日文部科学省告示第 165 号）
- ・ 大阪市文化財保護条例
- ・ 大阪市火災予防条例
- ・ 大阪市環境基本条例
- ・ 大阪市屋外広告物条例
- ・ 大阪市都市景観条例
- ・ 大阪市文化財保護条例施行規則
- ・ 大阪市火災予防条例施行規則
- ・ 大阪市都市景観規則
- ・ 大阪市景観計画
- ・ 景観計画区域内における行為の規制等に関する取扱要綱

- ・重点届出区域におけるデジタルサイネージ等取扱要綱
- ・大阪市ひとにやさしいまちづくり整備要綱
- ・機構の定款

(22) 事業スケジュール

	施設整備	運営
令和元年度	建設工事	実施契約等の締結
令和2年度	建設工事	開館準備業務
令和3年度	建設工事（年度前半中）、 開館（第4四半期）	開館準備業務、 対象施設引渡し、 運営権の設定 開館（第4四半期）
令和18年度		運営事業期間の終了（年度末）
令和33年度		運営権の最長存続期間の終了（年度末）

第3. 応募者の備えるべき参加資格要件

1. 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- (1) 応募者は、「第2. 1. (12)」に掲げる業務を実施する予定の応募企業又はコンソーシアムとする。
- (2) 応募者は、応募企業、コンソーシアムを構成する企業（以下「コンソーシアム構成員」という。）の名称及び本事業の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- (3) コンソーシアムにあつてはコンソーシアム構成員から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、コンソーシアム構成員は「委任状（様式1-4）」を提出し、当該代表企業が応募手続を行うこととする。
- (4) 応募企業又はコンソーシアム構成員は、PFI事業者に出資して議決権付株式（実施契約書（案）に定める議決権付株式をいう。）のすべての割当てを受けるものとする。
- (5) 第一次審査書類の提出以降、応募企業、代表企業、並びにコンソーシアム構成員の変更は認めない。ただし、コンソーシアム構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、機構と協議するものとし、機構がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。また、応募企業又はコンソーシアム構成員が「第3. 1. 、2. 、及び3」の参加資格要件を満たさなくなった場合、応募企業又はコンソーシアム構成員を支配している者が変更された場合、又は、新たに第三者に支配された場合は、「コンソーシアム構成員変更届（様式1-8）」により、機構に速やかに通知しなければならない。
- (6) 応募企業又はコンソーシアム構成員のいずれかが、同時に他の応募企業又はコンソーシアム構成員となることは認めない。
- (7) 応募企業又はコンソーシアム構成員と資本面若しくは人事面において関連がある者は、他の応募企業並びにコンソーシアム構成員として参加できないものとする。ここでいう「資本面若しくは人事面において関連がある者」とは、以下のとおりとする。

(ア) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。ただし、会社の一方が会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更正会社又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号及び同法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による親会社と同法第2条第3号及び同法施行規則第3条の規定による子会社の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合をいう。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（ただし、一方の会社の社外取締役が、他方の会社の社外取締役を兼ねている場合を除く）
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社において、会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

2. 応募企業、コンソーシアム構成員に共通する参加資格

第一次審査時点において、次に掲げる要件の全てを充足すること。なお、第一次審査以降、PFI事業者となる民間事業者（以下「優先交渉権者」という。）決定までの間に（2）又は（3）の条件に該当しなくなった場合は、参加を無効とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方独立行政法人大阪市博物館機構入札参加停止要領に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていない者であること。
- (4) 市町村民税、固定資産税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) PFI法第9条に定めのある、特定事業を実施する民間事業者の欠格事由に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において一定の関連がある者でないこと。
 - ・PwC アドバイザリー合同会社
 - ・アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- (8) 新美術館の整備業務を請け負った以下の者でないこと。
 - ・株式会社銭高組
 - ・大鉄工業株式会社
 - ・株式会社藤木工務店
 - ・株式会社テクノ菱和
 - ・株式会社西原衛生工業所
 - ・浅海電気株式会社
 - ・三宝電機株式会社
 - ・三菱電機ビルテクノサービス株式会社
 - ・日本エレベーター製造株式会社
 - ・大阪ガス株式会社
- (9) 機構の理事長が属している以下の者でないこと。
 - ・西日本旅客鉄道株式会社
- (10) 機構の顧問弁護士が属している以下の者でないこと。
 - ・TMI総合法律事務所
- (11) (7)及び(10)に定める者を本事業の選定に関連するアドバイザーに起用していないこと。

3. 応募企業又はコンソーシアム構成員に求められる要件

応募者は、関係法令等に基づく資格等を有する者で構成する者で業務を実施すること。ただし、応募企業又はコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社は、次の（1）に該当すること。また、応募企業又はコンソーシアム構成員のうち少なくとも1社（（1）に該当

しない者でもよい)は、次の(2)に該当すること。なお、(1)、(2)における事業経験は日本国内における事業に限る。

- (1) 平成21年以降に、国公立の美術館、博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に定める登録博物館若しくは同法第29条に定める博物館相当施設、又は延床面積が5,000㎡以上*のホール・劇場・音楽堂・図書館の運営業務を、自ら実施した実績、又は、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業、コンソーシアムの構成員又はコンソーシアムから委託を受ける企業(以下「協力企業」という。)として実施した実績を有していること。
- (2) 延床面積が5,000㎡以上の施設の維持管理業務を、自ら実施した実績、又は、指定管理、業務委託等の形態により、単独企業又はコンソーシアムの構成員として実施した実績を有していること。

* 複合施設の場合は、対象用途に係る専用部分の面積に、共用部分のうち、対象用途に係る専用部分と他の用途に係る専用部分により按分した面積を加えたものを対象の面積とする。

4. 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、第一次審査資料の受付日とする。

5. 参加資格の喪失

第一次審査の結果の通知以降、優先交渉権者決定までの間に、「第3.2. 応募企業、コンソーシアム構成員に共通する参加資格」における(2)又は(3)の条件に該当しなくなった場合は、参加を無効とする。

第4. PFI事業者の募集及び選定に関する事項

1. PFI事業者選定の方法

PFI事業者の選定は、参加資格要件の充足を審査し、第二次審査参加者を特定する「第一次審査」と、第二次審査参加者が競争的対話を踏まえて提案した本事業に関する具体的な運営方針及び運営計画等を審査し、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する「第二次審査」の二段階に分けて実施する。

2. 選定スケジュール（予定）

PFI事業者の募集・選定スケジュールは、次のとおり予定している。

日程	項目
令和元年6月28日（金）	募集要項等の公表
令和元年6月28日（金） ～7月5日（金）	募集要項等に関する質問の受付（第1回） （参加資格に関する質問）
令和元年6月28日（金） ～7月12日（金）	募集要項等に関する質問の受付（第2回）
令和元年7月12日（金）	募集要項等に関する質問の回答（第1回） （参加資格に関する質問の回答）
令和元年8月9日（金）頃	募集要項等に関する質問の回答（第2回）
令和元年8月19日（月） ～8月23日（金）	第一次審査書類の受付
令和元年8月30日（金）	第一次審査結果の通知
令和元年8月30日（金） ～9月6日（金）	第一次審査の不合格理由の説明請求受付
令和元年9月中旬	競争的対話の実施（第1回）
令和元年10月中旬	競争的対話の実施（第2回）
令和元年11月21日（木） ～11月28日（木）	第二次審査書類（提案書類）の受付
令和2年1月中旬	提案内容に関するプレゼンテーション
令和2年2月上旬	優先交渉権者の決定、公表
令和2年2月下旬	基本協定締結
令和2年3月末	公共施設等運営権実施契約締結

3. 募集に関する手続

(1) 検討会議の設置

機構は、優先交渉権者の選定に際し、客観的な評価を行うため、有識者により構成する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議は非公開とし、委員名については優先交渉権者選定後の公表とする。

(2) 審査の基準

審査の基準については、「優先交渉権者選定基準」を参照すること。

(3) 募集要項等の公表以降における応募手続

募集要項等の公表以降における応募に関する手続等は、次のとおりである。なお、すべての書類の提出先については、「第7. 5. 本募集要項等に関する問合せ先」によること。なお、電子メール又は郵送にて書類の提出を行った場合には、必ず電話にて着信・到着確認を行うこと。

ア 質問の受付

本募集要項等に関する質問の受付は、次の手順により行う。

(ア) 質問方法

募集要項等に関する質問書（様式 1-1-1、1-1-2）に質問事項を記載の上、当該ファイルを電子メールにて送信すること。電話やFAX、口頭による質問は受け付けない。なお、質問には、令和元年6月に機構が公表した実施方針に関する質問も含むことができる。

(イ) 受付期間

第1回（参加資格に関する質問）

：令和元年6月28日（金）～7月5日（金） 正午まで

第2回：令和元年6月28日（金）～7月12日（金） 正午まで

イ 質問への回答公表

質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると機構が認めるものを除き、機構のホームページにおいて公表する。なお、質問者名は公表しない。

(ア) 回答公表日

第1回（参加資格に関する質問）

：令和元年7月12日（金）

第2回：令和元年8月9日（金）頃

(イ) 回答方法

機構ホームページにて公表する。

ウ 第一次審査書類の提出

応募者は、第一次審査に必要な書類（様式 1-2～1-7）及び添付書類を提出する。提出は応募企業又はコンソーシアムの代表企業が行うこと。

(ア) 提出日

令和元年 8 月 19 日（月） 午前 9 時
～令和元年 8 月 23 日（金） 午後 5 時（必着）

(イ) 提出方法

第一次審査書類は持参又は郵送とし、FAX 又は電子メールによる提出は不可とする。郵送にて書類の提出を行った場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

エ 第一次審査結果の通知

令和元年 8 月 30 日（金）に第一次審査の結果を電子メールにて応募者に通知し、原本は後日郵送する。

なお、第一次審査の結果、不合格となった者は、機構に対して不合格とした理由について、次に従い、書面（様式自由。ただし、A 4 版とする。）により説明を求めることができる。

(ア) 提出日

令和元年 8 月 30 日（金）～令和元年 9 月 6 日（金） 正午（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送する場合は、上記に示す提出日までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

オ 守秘義務対象資料の開示

第一次審査を合格した者に、守秘義務対象資料の開示を行う。なお、詳細は第一次審査通過者に連絡する。

守秘義務対象資料としては、現時点において下記の資料を予定している。

- ・実施設計図書
- ・年間収支規模（想定）
- ・展覧会収支（想定）
- ・「寄託作品（付保を義務付けるもの）」にかかる評価額帯別件数及び合計金額

なお、守秘義務対象資料の開示を受けた者は、守秘義務対象開示資料の破棄義務の遵守に関する報告書（様式 1-10）を提出する。

(ア) 提出期限

令和 2 年 2 月 28 日（金） 正午（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送により提出する。なお、郵送する場合は、「大阪中之島美術館運営事業」と朱書きの上、上記に示す提出日までに必着するように必ず「配達

記録郵便」にて郵送すること。また、郵送にて書類の提出を行った場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

カ 第二次審査書類の提出

応募者は、第二次審査に必要な書類（様式 2-1、2-2、3-1～3-6、別添様式 1～4）を提出する。提出は、応募企業又はコンソーシアムの代表企業が行うこと。

(ア) 提出部数

提出書類を 20 部及び電子データを保存した CD-R 1 部

(イ) 提出日

令和元年 11 月 21 日（木）～令和元年 11 月 28 日（木） 正午（必着）

(ウ) 提出方法

持参又は郵送により提出する。なお、郵送する場合は、「大阪中之島美術館運営事業」と朱書きの上、上記に示す提出日までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。また、郵送にて書類の提出を行った場合は、必ず電話にて到着確認を行うこと。

キ 応募の辞退

第一次審査合格通知書の送付を受けた応募者が応募を辞退する場合は、辞退届（様式 1-9）を使用して、電子メール又は郵送にて提出する。なお、郵送する場合は、必ず「配達記録郵便」とする。なお、電子メール又は郵送にて書類の提出を行った場合には、必ず電話にて着信・到着確認を行うこと。

(4) 競争的対話の実施

機構は事業者の選定手続において、第一次審査合格通知書の送付を受けた応募企業又はコンソーシアムとの間で、提案締切までの期間に 2 回の対話を実施する。

対話の議題は、応募者が事前に提出する対話内容に沿って実施する。参加者数は 1 応募企業又は 1 コンソーシアムにつき 8 名までとする。

ア 開催場所

機構本部（予定）

イ 対話結果の取扱い

対話の内容は書面にて記録を行い、募集要項等の一部を構成し、同等の効力を有するものとする。また、対話の結果については、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものを除き、機構のホームページにおいて公表する。公表にあたっては、機構は事前に応募者に公表資料の確認を行う。

(5) 提案内容に関するヒアリングの実施

機構は、応募者に対し、必要に応じて、提案書類提出後にヒアリングや書面により提案内容の確認を行うことがある。

(6) 第二次審査の方法

機構は、優先交渉権者選定基準に基づく書類審査に加え、第二次審査参加者応募者によるプレゼンテーションを通じて審査を行う。

なお、第一次審査通過後、やむを得ず追加の構成員が生じた場合には、第二次審査書類に含まれる追加構成員に係る資格審査書類について審査を行う。

4. 提案価格の上限

令和2年度	28,850,000円
令和3年度	243,853,000円
令和4～18年度	4,950,300,000円

※上記の上限額は新消費税率10%を適用した金額である。

第5. 優先交渉権者選定後の手続き等

1. 優先交渉権者の選定

機構は、検討会議より意見聴取を行った上で、「優先交渉権者選定基準」に従って、価格のみならず、維持管理業務や運營業務における遂行能力や事業計画の妥当性、機構の要求するサービス水準との適合性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等から評価を行う。機構は、検討会議より意見聴取を行った上で、「2. 基本協定の締結」に示すとおり、機構と優先交渉権者との基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として選定する。選定された優先交渉権者は、募集要項等に基づき契約交渉及び契約手続きを行う。

また、審査及び選定の結果については、機構のホームページにおいて公表する。

2. 基本協定の締結

優先交渉権者は、基本協定書（案）に基づいて、機構と速やかに基本協定を締結しなければならない。

優先交渉権者と速やかに基本協定が締結されない場合、又は基本協定の締結後に実施契約の締結に至らないことが明らかとなった場合には、機構は第二次審査で決定された順位に従って、次点交渉権者を優先交渉権者として、あらためて基本協定の締結以降の手続を行うことができる。なお、機構は、基本協定書（案）の修正には、原則として応じない。

3. SPC の設立

優先交渉権者は、基本協定の締結後、実施契約締結までにPFI事業者となるSPCとして、会社法に規定する株式会社を設立しなければならない。

4. 公共施設等運営権実施契約の締結

機構とPFI事業者は、実施契約書（案）の内容に従い、SPC設立後、令和元年度内を目途に実施契約を締結するものとする。なお、機構は、優先交渉権者選定後、実施契約書（案）の修正には、原則として応じない。

また、機構は、実施契約の締結後、運営事業期間開始予定日までに以下の手続を含む実施契約に定める条件を充足する。

- (1) PFI事業者との間の運営権者貸与対象資産に係る無償貸与契約の締結
- (2) 市との間の対象施設用地の使用等に係る公有財産貸付契約の締結
- (3) PFI事業者との間の対象施設の使用等に係る無償貸借契約の締結

5. 職員の出向

機構は、これまでに収集を進めてきた収蔵品の適切な管理・保存・展示ならびに事業展開を円滑に実施し、新美術館の適切な運営を行うため、職員の一部を運営権者たる PFI 事業者に出向させるものとする。

(1) 手続きの方法

機構と運営権者たる PFI 事業者が別途取り交わす覚書に基づき、職員の出向を行う。なお、出向に関する覚書（案）については実施契約書（案）の別添資料として示す。

(2) 期間

原則として、運営事業期間とし、その具体的な期間については、(1) に規定する覚書に基づくものとする。

(3) 条件

機構が出向させる職員は、館長ならびに学芸員に限定するものとする。したがって、その他の職員については運営権者たる PFI 事業者が体制を整えること。

ア 館長

機構は、運営事業期間開始日までに、自らが指定する機構の職員 1 名を常勤の館長として運営権者たる PFI 事業者に出向させる。

イ 職員（学芸員）

機構は、運営事業期間開始日までに、自らが指定する機構の職員（学芸員）10 名を常勤の学芸員として選任し、運営権者たる PFI 事業者に出向させる。

ア、イにより出向させる職員の身分その他の労働条件の取扱い等については、(1) に規定する覚書（案）に基づくものとする。

6. 公共施設等運営権実施契約の発効

実施契約は、同契約の締結時に発効する。ただし、運営権事業に係る規定については、運営権の設定後に適用されることとなる。

7. 運営権の設定

機構は、対象施設の引き渡しと同時に、PFI 事業者たる SPC に対して運営権設定書を交付して運営権を設定する。また、PFI 事業者たる SPC は、法令に従って運営権の設定登録を行う。

8. 運営権者貸与対象資産の授受

運営権者たる PFI 事業者は、運営事業期間開始日に運営権者貸与対象資産を借り受ける。

貸与手続は、機構と運営権者たる PFI 事業者との間で運営権者貸与対象資産に関する無償貸与契約を締結する方法で行う。運営権者たる PFI 事業者は、当該契約の定めに従って機構が指定する期日までに、運営権者貸与対象資産を借り受ける。

運営権者貸与対象資産リストは、機構が貸与手続の開始までに作成し、運営権者たる PFI 事業者に提示するとともに、以降、変更があった際には運営権者たる PFI 事業者は当該リストを更新し、適時機構に提示するものとする。

9. 所蔵品・寄託品等の管理引渡し

所蔵品・寄託品等は、機構の所有資産又は管理資産(寄託品を想定)とし、運営権者たる PFI 事業者はこれらを所有しない。ただし、運営権者たる PFI 事業者は運営権事業の実施にあたり、「実施契約書(案)別紙6 付保する保険」に定める条件を充足する保険を付保するものとする。

所蔵品・寄託品等リストは、機構が管理引渡しまでに作成し、PFI 事業者に提示するものとする。

10. 機構による業績監視

機構は、運営権者たる PFI 事業者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し、かつ要求水準を達成しているか否かを確認するために、運営権者たる PFI 事業者による事業の実施状況について業績監視を行う。その結果、機構が、予め定めた基準によって、運営権者たる PFI 事業者の要求水準が達成されていないことを確認した場合には、機構と運営権者たる PFI 事業者の合意に基づく一定の手続きにより、業務改善勧告、サービス対価の減額、その他の措置を講ずる。

なお、機構が実施する業績監視にかかる費用は機構が負担し、運営権者たる PFI 事業者が実施する業績監視(書類作成などの費用を含む)にかかる費用は運営権者たる PFI 事業者の負担とする。

業績監視の考え方、手法等の詳細については、「業績監視要領」を参照のこと。

11. 実施契約の内容の公表

機構は、PFI 法第 22 条第 2 項の規定に基づき、実施契約の内容を機構のホームページにおいて公表する。

12. 直接協定の締結

事業の継続性を確保する目的で、機構は PFI 事業者に対し資金供給を行う者と直接協議を行い、契約を締結することがある。

第6. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

PFI事業者が本事業を実施するに当たり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、機構はこれらの支援をPFI事業者が受けることができるよう努める。

3. 株式会社民間資金等活用事業推進機構の出融資の取扱いについて

本事業は、株式会社民間資金等活用事業推進機構（以下「PFI推進機構」という。）の出融資制度の対象事業であり、民間事業者は応募に際し、自らの責任において当該出融資を利用することを前提として応募することができる。

この場合において、応募者が、PFI推進機構による運営権者たるPFI事業者への出資及び議決権の取得を計画するとき、PFI推進機構は、「第3. 1. (4) 及び (6)」にかかわらず、当該応募者の構成企業に該当しないものとし、応募グループ間の重複参加を認めるものとする。

なお、機構は、PFI推進機構の出融資を確約するものではなく、PFI推進機構の出融資の詳細、条件等については、民間事業者が応募に際して、直接PFI推進機構に問い合わせを行うものとする。

(連絡先) 株式会社 民間資金等活用事業推進機構
電話番号 (代表) 03-6256-0071

4. その他の支援に関する事項

機構は、PFI事業者が本事業の実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

第7. その他の事項

1. 履行保証金

運営権者たる PFI 事業者は、本契約締結に際し、110,000,000 円の金額を事業継続の履行保証金として機構に納付すること。

2. 著作権・特許権等

(1) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、機構は、提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

3. 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

4. 使用言語及び単位、時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位はメートル法、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

5. 本募集要項等に関する問合せ先

場 所：地方独立行政法人大阪市博物館機構大阪中之島美術館準備室

所在地：〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

中央卸売市場本場業務管理棟 8 階

電 話：06-6469-5194

メールアドレス：pfi@nak-osaka.jp

なお、本事業に関する情報提供は、機構のホームページを通じて適宜行う。

<http://www.nak-osaka.jp/pfi/index.html>

別紙 1. 地方独立行政法人大阪市博物館機構の概要

1. 経緯

市は、昭和 11 年の市立美術館の開設以来、現在まで 80 年にわたり、歴史・美術から自然・科学に至るまで多様な博物館・美術館を設置し、その充実を図ることで、一都市としては傑出した博物館「群」を築き上げてきた。

平成 28 年 12 月、これらの施設について、築き上げた実績や取り巻く環境の変化にも留意しつつ、今後のあるべき姿や進むべき方向について、外部有識者からの意見も踏まえ、「大阪市ミュージアムビジョン」として策定した。

あわせて、現状の分析や課題の抽出を通じて、ビジョン達成にふさわしい経営形態についても検討し、現行の行政の方針管理のもとでの指定管理者制度による管理代行から、地方独立行政法人による経営と運営の一元化への転換を図ることとした。

地方独立行政法人が、自主性と責任を伴い、中長期的視点に立った事業の計画立案から施設の一体的運営までを担うことで、ミュージアムビジョンに掲げる「都市のコアとしてのミュージアム」を実現し、都市大阪の発展や市民力の向上に貢献することを目指し、市は、平成 29 年 3 月に、「博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン」を策定・公表し、平成 30 年 2 月に地方独立行政法人大阪市博物館機構定款の議決を得た。

2. 機構設立の基本事項

【目的】

- ・機構は、日常的な施設運営と中期計画等に基づく経営を一体的に行うことで、本市博物館施策の充実をめざす。

【設立】

- ・機構は、公共的な施設の設置及び管理を行うことを目的に、市が必要な出資を行い設立する。
- ・機構は、設立団体（市）が行っていた業務に相当する業務を行う（引き継ぐ）「移行型」とする。
- ・機構は、業務の性格や国の類似機関での運営実績等を勘案し、非公務員型の「一般地方独立行政法人」とする。

【費用と財源】

- ・機構が事業を効率的かつ確実に実施するために必要な経費については、市が運営費交付金として措置する。
- ・出資財産（建物）の大規模修繕・建替については、市が設置者として必要な施設整備費を補助する。
- ・機構は、市の運営費交付金だけに頼ることなく、事業への理解に支えられた寄附金等の積極的獲得に努める。

【経営】

- ・機構経営については、理事長のマネジメントの下、個々の館の自主性や独自性が十分発揮できるよう配慮する。
- ・適正な評価システムを構築するとともに、国の独立行政法人の先例に学び、経営努力を適正に評価するインセンティブの付与に配慮する。

【業務・職員】

- ・従前の指定管理者が有する事業に必要なノウハウを継承できるよう、学芸員をはじめとする職員について、新法人での採用を基本とする。
- ・機構職員の処遇は、適切な評価に基づき、その能力・実績に応じて行う。

【対象施設】

- ・機構が設置する施設は、以下の通りである。
 - 大阪市立美術館
 - 大阪市立自然史博物館
 - 大阪市立東洋陶磁美術館
 - 大阪市立科学館
 - 大阪歴史博物館
 - 大阪中之島美術館

3. 設立時期

平成 31 年 4 月

4. 博物館施設の地方独立行政法人化に向けた基本プラン

詳細は下記 URL を参照のこと。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000395635.html>

5. 定款

詳細は下記 URL を参照のこと。

<http://www.city.osaka.lg.jp/contents/wdu260/result/pdf/2018gian17.pdf>

別紙 2. 利用料金の体系 (案)

現時点では、以下の内容を想定している。

		利用料金
観覧料	コレクション展	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たる PFI 事業者が定める
	企画展	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たる PFI 事業者が定める
貸出料	画像・映像データ、作品	運営権者たる PFI 事業者が定める (他の美術館、学校、学会その他の国内外の関係機関との連携及び協力に係るものを除く)
施設使用料	講堂、研修室、会議室等	機構が定める上限額の範囲内で運営権者たる PFI 事業者が定める ※施設の使用については、学芸員による企画事業(展覧会実行委員会によるものも含む)、運営権者たる PFI 事業者によるその他企画事業、外部への貸出等を想定
駐車場、駐輪場		運営権者たる PFI 事業者が定める

なお、新美術館に係る「機構が定める利用料金の上限額」については、対象施設の引渡し時を目途に大阪市の議会の議決を経た上で大阪市長の認可により決定される。

(参考) 他館コレクション展観覧料

所在地	館名	一般	大学生	高校生
大阪府	大阪市立美術館	300 円	200 円	
	大阪市立自然史博物館	300 円	200 円	
	大阪市立東洋陶磁美術館	500 円	300 円	
	大阪市立科学館	400 円	300 円	
	大阪歴史博物館	600 円	400 円	
	国立国際美術館	430 円	130 円	0 円
京都府	京都国立近代美術館	430 円	130 円	0 円
兵庫県	兵庫県立美術館	500 円	400 円	0 円
	神戸市立博物館	200 円	150 円	

別紙 3. 出向を予定している職員の体系（案）

運営権者たる PFI 事業者は、下記の職員が出向してくることを前提に、運営体制を構築し、職員を拡充し、運営業務を実施する。

職位	人員	備考
館長	1	・選任は機構が行う ・機構の所属とし、運営権者たる PFI 事業者に出向
学芸員（課長級）	2	・機構の所属とし、運営権者たる PFI 事業者に出向 （現在の準備室に所属する学芸員を想定）
学芸員（主任級）	4	
学芸員	4	

出向職員の雇用条件は機構の水準を基本とする。